

建設企業常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 98 号 令和 6 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 8 款 土木費	全部	

議案第111号 八戸市立市民病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

[建設企業協議会]

- 所管事項の報告について
 - ・ 職員の懲戒処分について

議案第111号

八戸市立市民病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

精神病床の減床をするためのものである。

2 改正の内容

病床名	病床数(改正前)	病床数(改正後)
一般病床	572床	572床
精神病床	<u>50</u> 床	<u>30</u> 床
感染症病床	6床	6床
計	<u>628</u> 床	<u>608</u> 床

3 施行期日

令和6年10月1日

職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条第1項により、下記のとおり懲戒処分を行ったので報告します。

記

- 1 被処分者 八戸市立市民病院 看護局 看護師 三浦 竜乃丞 25歳 男性
- 2 処分内容 免職
- 3 処分年月日 令和6年9月12日

4 事実の概要

当該職員は、知人女性に対してストーカー行為等の規制等に関する法律に規定するつきまとい等の行為をしたことにより、警察署長から、令和6年5月31日に同法第4条の警告を、また、同年6月7日に同法第5条の禁止命令等をそれぞれ受け、同年7月17日に停職2月の懲戒処分を受けたにもかかわらず、禁止命令等の期間中に、被害者方付近を複数回みだりにうろつき、当該禁止命令等に違反して、ストーカー行為をしたため、当該停職期間中の同年8月22日に逮捕されました。

このことは、八戸市職員として市民の信頼に応え、率先して法令を守るべき立場にありながら、地方公務員法第33条に規定する「信用失墜行為の禁止」に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であり、地方公務員法第29条第1項の規定により、免職としたものであります。

5 再発防止策について

今回の事案を職員全体の問題として強く自覚し、法令遵守及び服務規律の保持について指導徹底を図ってまいります。